

～～～会員サービス事業の取り組みとして、建設業法律支援～～～

普段何気なく行なっている行為が、実は重大な法律的問題に抵触していた、また法的な解釈が必要と思われる問題が数々とあります。訴訟されてからそのような法律は知らなかったではすまされません。

支部として、会員がこのような状況にならないよう、弁護士と年間顧問契約を結び、会員が法律上の問題について早期発見、気軽に相談できるシステムをつくり、個人情報厳守しつつサービスの向上を図ります。

アドバイザー弁護士

たかはしまさあき
高橋聖明 氏

相談方法

電話 234-9335
F A X 234-9662
メール law@ac.mbn.or.jp

回 答

会員の確認後、原則として電話にて担当者へ直接回答

～ 内 容 ～

無料相談 建設業における法律支援内容

- 1 法律上の日常的諸事項に関する相談
- 2 契約締結等に関する助言
- 3 役員または従業員個人に関する法律問題の質疑応答

有料相談 上記に関連した下記事務に関しては別途弁護士と協議をお願いします。

- 1 代理人となり訴訟行為をおこなう
- 2 右に準ずべき折衝、立会または契約書類等の文書作成
- 3 協議の結果、特別な事務が必要とする場合

システム開始 平成 17 年 5 月 1 日